

平成23年9月

(お知らせ)

京都市都市計画局  
建築指導部建築審査課

### テレビジョン受信障害調査報告書の添付について

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第3項に規定されている「標識設置等届」の提出に際しては、同条例施行規則第4条第1項第5号において、「市長が必要ないと認める場合を除き、テレビジョン受信障害調査報告書の添付」を求めています。

しかしながら、平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送におけるテレビジョン受信障害が生じる範囲が、地上アナログ放送に比べて大きく減少することから、今後は、

「高さが20メートル以下の建築物については、テレビジョン受信障害調査報告書の添付を不要として取扱う。」

こととします。